

暮らし得情報

MARUTOKU

- 見えない相手との取引・連絡は慎重に!1
- 高齢者をみんなで見守りましょう!2、3
- くらしのミニ知識 他4

くらしのミニ知識

「米トレサビリティ法って?」

平成23年7月1日から、米トレサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)により、消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を入手できるようになりました。商品の容器や包装、外食店や小売店等で、原料米の産地がどこなのか確認することができます。

- 例** 外食店……当店で○○県産の米を使用しています。
小売店……□□せんべい(国産米100%)



※平成22年10月1日から生産者、小売業者など米穀等を取り扱う事業者間の取引等の記録の作成・保存が義務付けられています。平成23年7月1日より前に生産者が出荷した米を原料に用いている場合など産地情報伝達の義務が発生しない場合があります。詳しくは、お近くの県地方事務所農政課又は県庁農政部農業技術課へ TEL 026-235-7221
ホームページ http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

ご案内

多重債務者 無料相談会

県内5か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時：平成23年 9月16日(金) 10:00~17:00

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センター(1面参照)に電話で予約をお願いします。 **予約受付開始：9月5日(月)から**
※なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

高齢者被害 特別相談

60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向にあることから、県内5か所の県消費生活センター(1面参照)において「高齢者被害特別相談」を実施します。

日時：平成23年 9月21日(水)、22日(木)
8:30~17:00(おかやは10:00~18:00)

※この日時のほかにも、常時高齢者の方からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

編集・発行 **長野県企画部 消費生活室** 〒380-0936 長野市大字中御所岡田98-1
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。

●<http://www.nagano-shohi.net/>



見えない相手との取引・連絡は 慎重に! ~横行する架空・不当請求~

架空・不当請求が横行しています。何らかの名簿を入手した悪質業者が、根拠のない請求書を大量に送ったり、インターネットを見ていたら突然アダルトサイトにつながり請求画面が出てくるというものです。

請求書には「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「信用情報機関へ登録」など不安をおおるような言葉が書かれていることもあり、関わり合いになりたくない、家族が使ったものと思い込んだなどということ支払ってしまう人もいます。

こういった消費者の不安な気持ちに付け込む手口に対しては、お金を払わずに、脅し文句にひるまないことが重要です。



対処方法

- 請求内容に不明な点や不安な点がありましたら、相手方に連絡をする前に、県消費生活センター(下段参照)又は市町村の消費生活相談窓口へ相談してください。
- 相手方は、メールアドレス程度の情報は知っていても、それ以上の情報を知っているとは限りません。このような状態で電話連絡をすると、新たに電話番号の情報を知られることになり、別の手段での請求を考えてくるのが予想されます。安易に個人情報を教えることは避けてください。
- 今後何らかのアクションが相手方からあった時のために、電子メールなど保存できるものは残しておいてください。
- インターネットで請求画面が表示されて消えなくなってしまった場合は、メーカーのサポートセンターに問い合わせるか、独立行政法人情報処理推進機構のホームページをご覧ください。
<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、 消費生活センターにご相談ください

長野消費生活センター…… ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター…… ☎0263-35-1556 FAX:0263-35-0949
(松本市中央1-23-1 松本商工会館内)

消費生活センターおかや… ☎0266-23-8260 FAX:0266-23-8248
(岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)

飯田消費生活センター…… ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター…… ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

高齢者をみんなで 見守りましょう!

高齢者の一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えています。

高齢者の世帯は、最新の社会生活の情報が入りにくく、加齢に伴う心身機能の低下などにより、悪質商法の被害や家庭内事故にあう危険性が高くなっています。

このような被害や事故から高齢者を守るためには、ご家族、ご近所・地域、福祉関係者などの見守りがとても重要です。

直接、声をかけたり、生活状況に気をくばることが必要です。

見守りのポイント

- 家の様子や本人の様子に何か変わったところはないか。
- 悪質商法や振り込め詐欺の被害にあっているような様子はないか。
- 玄関、廊下、階段などの段差、手すり、照明は高齢者に配慮した対応になっているか。
- 家庭製品に異常(音やにおいなど)はないか。



民生委員・ケアマネージャー・ヘルパー・行政機関などの福祉関係者

高齢者をねらった悪質商法

事例1

水源地の権利?
売ります! 買います!
儲かります?



相談内容

聞いたことのない会社から水源地に関する所有権の購入を勧めるパンフレットが届き、その会社とは別の会社から購入すれば買い取るなどの電話がしつこくあり困っている。

アドバイス

- 購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資欲をあおる「劇場型」の投資トラブルです。
- 水源地の権利と言っても何を購入するのかわかりません。
- 水源地のほかにも、未公開株、社債、通貨や過去の被害金額を取り戻すなどさまざまな手口で勧誘をしますので注意してください。

事例3

楽しくて通いつめ、
健康食品を
大量に購入!?



相談内容

隣人に誘われ、期間限定の健康食品の店へ行った。そこで友達もでき、店長も優しく接してくれたので、毎日のように通い、店長のためと思い健康食品を買い続けた。気がついたら数百万円も購入していた。

アドバイス

- 空き店舗などを短期間の会場として講習会などと称して人を集め、最終的に高額な商品などを契約させる手口です。
- 店の楽しい雰囲気や、店員の親切な対応などで通いつめるようになり、気づいたら大金をつぎ込んでいたということが少なくありません。
- 「無料」「格安」などと勧誘されても安易に向かないようにしましょう。

事例2

認知症の親が
高額なふとんなどを
次々と買わされた!?



相談内容

一人暮らしの父親が公共料金を払えなくなったという連絡をしてきたので、家に行ってみると布団などの商品が大量にあった。認知症の父親が訪問販売で次々と買わされたようだ。

アドバイス

- 本人の判断力が不足していることに乗じて、次々と勧誘して契約させる手口です。
- 被害防止のためには、家族や周りの方の協力が不可欠です。日ごろから、家の中や生活状況の変化に注意しましょう。
- 認知症などの症状が見られる場合は、**成年後見制度の利用も考えましょう。**

高齢者の 家庭内事故

階段と床で多く発生!
死亡原因のトップはやけど!



事例1

階段で転倒し、臀部と後頭部を強打した。翌日、病院で検査を受けたところ、腰椎圧迫骨折と小脳出血があり重症。

事例2

夜中にトイレに行き部屋に戻ろうとしたところ廊下と部屋の段差につまづき転倒し、左大腿部を骨折し重症。

事例3

風呂の湯加減を見に行ったら、誤って熱湯の浴槽に転落し死亡。

アドバイス

- 玄関、廊下など段差を小さくする工夫をしましょう。
- 階段、廊下、玄関、浴室などには手すりや明るい照明、足元灯をつけましょう。
- 給湯やシャワーの温度が熱くなりすぎないようにしましょう。